

事務連絡  
令和7年1月20日

各地方公共団体  
ご担当者 各位

内閣府地方創生推進事務局  
内閣府地方創生推進室

SDGs 未来都市計画に係る令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用について

地方創生の一層の促進を図るため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」（以下「第2世代交付金」という。）において「SDGs 未来都市計画」に基づく事業は、採択見込額を超える申請があった場合、優先して採択を行う事業に位置付けられている。

また、第2世代交付金は、他の政策・施策との戦略的な連携を図る事業について、一定の要件を満たした事業には、通常の申請上限件数を緩和する弾力措置を適用することから、「SDGs 未来都市計画」に基づく事業も、第2世代交付金の弾力措置の対象とする。

（別添資料）

別添1：新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の制度概要

別添2：SDGs 未来都市計画に係る弾力措置の概要

（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）のスケジュール）

- （1） 事前相談：令和7年1月17日（金）～令和7年1月31日（木）15時
- （2） 提出期間：令和7年2月6日（木）
- （3） 交付決定：令和7年3月下旬又は4月上旬（予定）

## 1. SDGs 未来都市計画に係る第2世代交付金の活用について

### (1) 第2世代交付金の活用が想定される事業の具体的内容

第2世代交付金を活用して行う事業としては、

- ・SDGs 未来都市が実施する経済、社会及び環境の三側面における地域資源を活用した持続可能なまちづくりや、地域を活性化の実現のための事業等に関する事業が想定される。

(注) 個別事業者への助成は、強みのある分野に特化した助成、地域資源を活用して新分野開拓を支援するための助成など、地方公共団体が戦略性をもって取り組むものについては、第2世代交付金の対象となり得る。

### (2) 留意点

第2世代交付金は、国による固有の補助金等の交付を既に受けている、又は受けることが確定している事業には、充当することはできない。

## 2. 第2世代交付金の採択の優先順位について

### (1) 適用要件

SDGs 未来都市に選定された自治体であって、かつ第2世代交付金に申請する事業が、当該 SDGs 未来都市が策定した「SDGs 未来都市計画」に基づく事業であること。

### (2) 採択の優先順位

採択見込額を超える申請があった場合、「SDGs 未来都市計画」に基づく事業を採択の優先事業に位置付ける。

## 3. 第2世代交付金の弾力措置について

### (1) 適用要件

SDGs 未来都市に選定された自治体であって、かつ第2世代交付金に申請する事業が、当該 SDGs 未来都市が策定した「SDGs 未来都市計画」に基づく事業であること。

### (2) 弾力措置の内容

通常の申請上限件数を超える申請を可能とする。

#### 4. 第2世代交付金の事前相談・申請手続きについて

##### (1) 手続き等

第2世代交付金の申請に当たっては、令和7年1月17日付内閣府地方創生推進事務局発事務連絡「令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（令和6年度補正予算分及び令和7年度当初予算分）に係る実施計画等の作成及び提出について」（以下、「第2世代交付金事務連絡」という。）に示された手続きを行うこと。

加えて、採択の優先又は弾力措置の取扱いを受けるためには、以下の手続きを行うこと。

##### (2) 事前相談

事前相談受付期間は、令和7年1月17日（金）から令和7年1月31日（金）15時までに、地方創生推進室（SDGs 班）（連絡先は後述）に行うこと。

※本弾力措置分に係る市区町村からの事前相談については、都道府県での取りまとめは不要。

##### (3) 提出期間

第2世代交付金の申請書類の提出期間は、令和7年2月6日（木）とし、第2世代交付金事務連絡に記載された内閣府地方創生推進事務局の提出先に提出すること。

※採択の優先又は弾力措置の取扱いを受けるためには、上記の提出にあわせて、地方創生推進室（SDGs 班）（連絡先は後述）にもメールにて提出すること。

##### (4) 第2世代交付金の実施計画の記載（留意点）

採択の優先又は本弾力措置の取扱いを受けようとする場合には、実施計画において、以下の2項目を記載すること

- ・弾力措置の対象となる事業の有無
- ・SDGs 未来都市計画の名称

##### (5) SDGs 未来都市計画の提出（留意点）

採択の優先又は本弾力措置の取扱いを受けようとする場合には、第2世代交付金の申請書類に加え、SDGs 未来都市計画を提出すること。

## 5. その他

不明な点等があれば、地方創生推進室（SDGs 班）（連絡先は後述）まで連絡  
いただきたい。なお、第2世代交付金に関する問合せについては、第2世代交  
付金事務連絡に記載された内閣府地方創生推進事務局の担当者まで連絡する  
こと。

### 【本件に関する問合せ先・事前相談先】

内閣府地方創生推進室（SDGs 班） 篠原、池上

TEL : 03-5510-2175 (内線 3173)

MAIL : [g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp](mailto:g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp)

[hikaru.ikegami.a2e@cao.go.jp](mailto:hikaru.ikegami.a2e@cao.go.jp)